

公 告

官農共総第239号
令和5年7月5日

宮城県農業共済組合
組合長理事 品 川 忠 夫

県北支所トイレ改修工事請負業者選定にあたり一般競争入札を次のとおり行う。

○ 入札内容等

別紙、「入札説明書、入札者注意書、設計図等、入札参加申込書類及び入札書類」の
とおり

入札説明書

令和5年7月5日
宮城県農業共済組合長

この入札説明書は、令和5年7月5付け宮農共総第239号により公示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

宮城県農業共済組合長

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 県北支所トイレ改修工事
- (2) 工事場所 登米市迫町森字平柳34-8
- (3) 工事内容 設計図及び別途通知する入札説明会による

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 国の競争入札参加資格に準じ「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）」第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に、農林水産省及び宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 宮城県建設工事入札参加資格承認者で建築工事の許可を受けていること。
- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評価値700点以上（Aランク）で有ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(1) この入札は一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年7月4日から令和5年7月13日までの毎日午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない（郵送可）。

ウ 申請書類の提出先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目8-10
宮城県農業共済組合 総務部経理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

仙台市青葉区上杉1丁目8-10
宮城県農業共済組合 総務部経理課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 仙台市青葉区上杉1丁目8-10
宮城県農業共済組合 第2会議室
- (2) 入札日時 令和5年7月31日（月） 午前11時

(3) 開札場所 (1) に同じ

(4) 開札日時 (2) に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金 契約保証金は免除する。

8 送付による入札の可否

認めない

9 工事請負契約

落札者は、落札決定の日から 14 日以内に宮城県農業共済組合に工事請負契約書を提出しなければならない。

ただし、宮城県農業共済組合がやむを得ないと認める場合は、この期間を延長することができる。

工事請負契約書は、民間連合協定工事請負契約書並びに工事契約請負約款を使用し、印紙の費用は、折半とする。

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3 に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。

(3) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価格）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 宮城県農業共済組合 総務部経理課

イ 所在地 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 8-10

電話番号 022-225-6701

(5) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 入札執行の公開

この入札執行は公開する。

(8) この工事に関する質疑事項は書面により受け付けるものとする。

(9) 落札業者は、施工に先立ち施工計画書、施工図等を作成し、発注者に提出し、発注者の承諾後に着工すること。

入札者注意書

宮城県農業共済組合長

この入札注意書は、県北支所トイレ改修工事（令和5年7月5日付け宮農共総第239号により公示）に関する注意書である。

1 総則

入札参加者が知り、かつ、守らなければならない事項は、入札説明書及びこの入札者注意書によるものとする。

2 異議の申立等

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書及びこの入札者注意書を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、担当職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札説明書等について不明を理由とする異議を申し立てることは、入札前及び入札後を問わずできない。

3 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札日時に封印した入札書をもって応札すること。この場合、封筒に入札者氏名を表記する。
- (2) 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状を持参させること。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札開始後は、終了までの間、入札会場への入退室は認めない。
- (5) 応札した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札参加者、入札日に契約に係る指名停止に関する申立書を提出する。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）」等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有しない者（事前の審査等に合格しなかった者を含む。）が行った入札
- イ 委任状を持参しない代理人が行った入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 入札金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。

8 再度入札

開札の結果、落札業者がないときは、直ちに再度入札を行う。

9 入札の中止

再度入札を行っても落札業者がないときは、最低制限価格以上で最低入札金額であった業者と契約について相談をする。

10 同価格の入札

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 入札執行会場への入場制限

入札参加者の会場への入場は、各社1名とする。